

病児・病後児保育ご利用までの流れ

※各施設ごとに注意事項がございます。必ず市HP内の各施設ページをご確認のうえお申込みください。

事前登録



01

「^コ^ハ^ナcohana」ユーザー登録

病児保育を利用するには、予約システム「^コ^ハ^ナcohana」にスマホ・PC等からユーザー登録が必要です。
二次元コードか下記のURLからご登録ください。

URL：<https://cohana.info/verification>



ご登録の際、自治体情報
「伊丹市」をご選択ください

利用時



02

利用日予約申込

「^コ^ハ^ナcohana」で各施設の空き状況を確認。

利用日や現在の症状等、必要事項を選択します。

申込が完了すると予約申込内容のメールが自動で届きます。

※この時点では利用確定はしていません。



03

医療機関を受診する(医師連絡票をもらう)

お子様の診断書と当日の病児保育利用許可証を兼ねた

「伊丹市病児・病後児保育事業医師連絡票」(以下「医師連絡票」)

を医療機関で記入してもらいます。

※保険診療の上、別途文書料が必要な場合があります。



03-1

前日までに
かかりつけ医を
受診する場合

<かかりつけ医受診>

医師連絡票(診断書部分)の記入

「医師連絡票」の診断書部分(点線より上部)を
記入してもらいます。

利用前日
まで

本予約の申請

「医師連絡票」を「^{コハナ}cohana」にアップロードする。

※アップロードができない場合は医師連絡票の内容を直接
「^{コハナ}cohana」に入力してください。

利用前日
まで

<嘱託医受診>

医師連絡票(利用可否部分)の記入

当日に「医師連絡票」を持参し各施設の嘱託医
にて利用可否の判断を受けます。

※かかりつけ医から処方されている薬があればお薬手帳
もしくは薬剤情報提供書を持参してください。

利用当日

03-2

前日までに
かかりつけ医を
受診できなかった場合

<嘱託医受診>

医師連絡票 (診断書及び利用可否部分) の記入

当日予約の場合は、各施設の嘱託医で
「医師連絡票」の診断書部分の記入と、利
用可否の判断を受けることも可能ですが、
診察時間がかかること、保険診療の上、別
途文書料が必要な場合がありますのでご了
承ください。

※可能な限り、利用前日までにかかりつけ医の
受診・「医師連絡票」の作成をお願いいたします。

<嘱託医> ※HP内の各施設ページにそれぞれの注意事項がありますので、必ずご一読ください。

- ・みどり保育園→市立伊丹病院
- ・ポピンズナーサリースクール伊丹→山崎こどもクリニック
- ・病児・病後児保育室「あれみゅう」→さかもと小児科アレルギー科

04

各施設へ来園、利用開始



「医師連絡票」と、各施設指定の当日の持ち物をご確認の上、ご利用
ください。利用施設によって詳細が異なりますので、ご利用の前に必
ず各施設の案内をご確認ください。